

# 広聴事業概要

(令和3年度 広聴のまとめ)

令和4年度



北九州市

広報室 広聴課

# あなたの声を市政に!

本市では、市民が主役のまちづくりを進めています。「ごみ問題について意見を言いたい」「通学路の交通事情に不安がある」など、市政について皆さんが普段考えたり、感じたりしていることをお聞かせください。

寄せられた意見や提案などは、関係する部署で共有され、市政の推進に役立てていきます。

## 1 市民のこえ制度

相談・提案内容は、関係する部署へ伝え、内容や必要に応じて関係部署から回答します。

### 窓口での相談・提案

相談窓口を広報室広聴課(市役所1階)や各区役所総務企画課に設けています。電話や郵便、ファクス、Eメール(市のホームページから)でも受け付けています。

### 市ホームページからの相談・提案

市のホームページに、相談・提案専用サイト「市民のこえ」を設け、入力フォームを用意しています。



QRコード

## 2 市長への手紙

市長へ市政に関する意見や提案をしたい場合、市のホームページの「市長の部屋」に設けた「市長への手紙」専用の入力フォームの利用が便利です。



QRコード

## 3 市民意見提出手続き (パブリックコメント制度)

市民の意見を政策決定過程に反映させるため、また、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることで、市政に関する市民への説明責任を果たし、公正で民主的な市政の推進に資するために設けられている制度です。対象となる計画や条例、意見の提出方法などは市政だよりなどでお知らせします。

市がまちづくりなどに関する基本的な計画や条例などの案を策定

案を公表して意見を募集

意見を考慮して最終案を作成

最終案と提出された意見の概要や市の考え方を公表

## 4 出前講演

市職員が地域に出向き、市の施策や事業について分かりやすく説明を行い、市民の声を聞きます。対象は、20人以上の団体・グループ。テーマを掲載した冊子を、広報室広聴課(市役所1階)や各区役所総務企画課、市民センターなどで配布しています。市のホームページでもご覧になれます。



# 目 次

## I 広聴事業の概要

- 1 「広聴事業」のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 「広聴事業」の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 「広聴事業」の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 広聴体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## II 個人広聴

- 1 「個人広聴」のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 「相談窓口」及び「市民のこえサイト」の開設・・・・・・・・・・ 9
- 3 「市長への手紙サイト」の開設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 「広報広聴主任制度」の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 「北九州市コールセンター(ていたんコール)」の開設・・・・・・・・ 15
- 6 「市民向けFAQ(よくある質問と回答)」の公開・・・・・・・・・・ 16
- 7 「市民のこえ・コールセンター・市民向けFAQ」の取扱状況・・ 18

## III 集会広聴

- 1 「出前講演」の講師派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 「市長と気軽にトークタイム」の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

## IV 調査広聴

- 1 「市民意識調査(郵送)」の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 「市政モニター調査(郵送・インターネット)」の実施・・・・・・・・ 41

## V その他広聴

- 1 「市民意見提出手続き(パブリックコメント制度)」の運用・・ 46
- 2 「法律人権相談」の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 3 「行政書士市民無料相談会」の開催(参考資料)・・・・・・・・・・ 52
- 4 「北九州市の主な弁護士無料相談」の案内(参考資料)・・ 53
- 5 行政相談委員による行政相談所(総務省九州管区行政評価局)の開設日程(参考資料)・・ 57
- 6 本庁舎における「情報提供・案内業務」・・・・・・・・・・ 58

## VI 参考資料

- 1 北九州市事務分掌規則(抜すい)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 2 北九州市区役所等事務分掌規則(抜すい)・・・・・・・・・・ 64
- 3 北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱・・ 65
- 4 北九州市自治基本条例(抜すい)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 5 令和3年度市民意識調査「市政評価と市政要望」(概要版)・・ 68
- 6 政令指定都市・九州各都市の広聴担当課・・・・・・・・・・ 75

